

半田市告示第 2 3 号

悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号。以下「法」という。）の規定に基づき、工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出（漏出を含む。以下同じ。）を規制する地域（以下「規制地域」という。）及び臭気指数の規制基準を以下のとおり定める。

なお、関係図面は半田市市民経済部環境課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成 24 年 3 月 30 日

半田市長 榊原 純夫

○悪臭防止法に基づく悪臭原因物の排出規制地域の指定及び規制基準等の設定

臭気指数又は臭気排出強度に係る規制地域及び規制基準

（悪臭原因物質の排出を規制する地域の指定）

1 法第 3 条に規定に基づく規制地域は、半田市全域とし、その地域の区分は、次のとおりとして図面に示すものとする。

規制地域の区分	色分け
第 1 種地域	赤
第 2 種地域	黄
第 3 種地域	緑

備考

この表において、赤、黄及び緑とは悪臭規制地域図における当該地域を表す色を指す。

（臭気指数の規制基準）

2 法第 4 条第 2 項第 1 号に規定に基づく規制基準は次のとおりとする。

（1）法第 4 条第 2 項第 1 号に規定する敷地境界線における規制基準

規制地域の区分	第 1 種地域	第 2 種地域	第 3 種地域
臭気指数	1 2	1 5	1 8

（2）法第 4 条第 2 項第 2 号に規定する排出口における規制基準

2（1）の表の規制地域の区分に従い、それぞれの欄に掲げる規制基準を基礎として、悪臭防止施行規則（昭和 47 年総理府令第 39 号）第 6 条の 2 に定める方法により算出した値

（3）法第 4 条第 2 項第 3 号に規定する排出水中における規制基準

2（1）の表の規制地域の区分に従い、それぞれの欄に掲げる規制基準を基礎として、悪臭防止施行規則第 6 条の 3 に定める方法により算出した値

この告示は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。